

第4回地方共同の金融機構のあり方検討会の主な意見

日時 平成20年11月21日（金） 10時～12時00分
場所 総務省5階第4特別会議室
出席者 神野会長、池ノ内委員、木内委員、木村委員、佐藤委員、伊藤特別委員、岡村特別委員（代理出席）、荒木特別委員（代理出席）、小西特別委員、林特別委員
望月審議官、佐々木公営企業課長、黒田地方債課長、坂越地方債課課長補佐

- これまでずっと分権やってきた中で、自主的な財政運営を強めることが課題とされ、地方債の資金調達についても、機構の活用をどう図るかが今後の大きな課題であった。地方債資金の調達の多様化は必然であり、公募債の活用は今後とも推進すべきと考えている。ただし、最近発行団体毎に金利の乖離が出てきており、財政状況が悪い公募団体の発行金利が拡大傾向にあるため、過度に市場公募債に資金調達を依存し過ぎるのもどうかとも考えられる。
- そういう中での機構の業務拡大の議論は意義がある。従来からも、地方団体金融公庫構想等、長年地方からも要望されてきており、今回の件は大変有意義。
- 今後、一定のルールの下で、一定の団体に対し貸付を検討する際、公募債の発行条件が悪くなった地方団体も貸付先として認めるかどうかは議論が必要。
- 政策金融改革から撤退し、現在の機構の仕組みが創設され、裁量的に自主判断の余地が広がってきていることをよく認識することが重要であり、そういう点で一般会計貸付に拡大することも当然可能であり、時代の流れに沿ったものと考えている。
- 但し、機構も10月1日に創設されたばかりで、各業務もまだかっちりしたと言い切れない状況なので、機構の信用力の維持、特に資金調達に悪い影響がないように一定の配慮をお願いしたい。
- 既存の制度の根本が揺るぐことのないように留意し、業務拡大にも明確なメッセージを出していく必要がある。
- 方向性については、事務局からの説明の方向で大方いいのではないか。
- 分権推進委員会の最終報告でも分権の流れとして書いており、今回の件は「分権の観点から進める」ものであり、「分権の観点からも問題ない」という視点は不適切。

- 公営企業だけの貸付けでは借りられない団体があり不公平という議論は、借りられるのが当たり前ということ为前提としており、市場主義の観点からは、だからモラルハザードが生じるとの指摘があり得るのではないか。
- 今回の件は分権の推進につながるということは、資金調達自由度が増えるからなのか、共同機関で資金調達するからなのか、具体的にどういう趣旨なのかを明確に説明した方が良いのではないか。
- 民間金融機関のALMを考えると、現状の地方債引受けも相当無理して実施しており、今後様々なリスク管理の徹底や規制強化の中、現状のような地方貸付けが次第に困難になる懸念があるという、金融の観点からの指摘を強く出していく必要があるのではないか。
- 20年、30年の長期固定リスクの貸付の拡大となると一定規模の準備金も必要であろうし、今後新たな出資を求めないとすると、現在の機構の財務基盤で貸し出せる範囲はどこまで拡大可能なのかの確認が大事であり、この点も報告書に書いた方がいいのではないか。
- モラルハザードの議論もあるので、健全化法は財政状況がかなり悪化した地方団体を対象とし、そこに至るまでの途中段階での財政悪化を貸し手からのチェックが働くようにする観点から、今回の件も制度設計すべきでないか。
- 公営企業というのは、明治時代の横浜市の水道事業や日清戦争直後の大阪市の市電事業のように、元来、都市問題に対応するための概念であった。近年、日本の都市化が進んできた中で、地方共同機構が何故未だに都市問題にしか対応できないのか、地方の共同精神で行うものとしては不公平であり問題ではないか。
- モラルハザードについては、金融とは余剰資金の融通であり、元来一定のメンバーの中で貸し手と借り手が一緒の中で、融通し合い、やりくりする仕組みであり、モラルハザードが生じるかどうかは、経済学的にも様々な議論があるところ。特に機構は地方団体間の仕組みであり、メンバーが明確であるため、サンクションも明らかであり、よりモラルが働きやすい。
- 市場主義の観点にも沿って市場公募化を推進している中、他方の考え方も踏まえ共同のセーフティネットを整備する施策も併せて推進すべき。
- 欧州も開放的自由経済から社会的市場経済に移行され、米国の次期大統領も同様の方向に舵を切ると見込まれ、世界的にもこれまでの方向からの転換が図られつつある。
- 今回の件は、健全化法制、早期是正制度の点まで含めた大仰な議論をし

なくてはいけないのか。他国の例を見ても、貸し手が起債総額等を大枠でチェックする程度。一般会計貸付に対象を拡大するだけの話がどうしてそこまで抜本的な仕組みの変更まで考える必要があるのか。もっとシンプルに考えていいのでないか。

- 今回の件は、政策金融改革等の各種改革として、①官から民へ、②国から地方への流れの中で、進めている話であり、特に②がキーであることをしっかり押えておくことが必要。①の点では、公庫から機構に代わり政策金融との枠組みでなくなったことをはっきり明確に報告書に記載すべき。②の点では、財投改革により政府資金が今後減少していくことも押えるべき。
- 政策金融でなくなったにもかかわらず、機構資金を公的資金として公助の一つとして捉える呼び方はどうなのか。間接的な民間市場調達資金という性格が正しく、その位置付けをはっきり記載し、政府資金と同じレベルの話をしてはいけないということを抑えるべき。機構は地方の地方のための地方による組織であり、分権の観点から自由な貸付けとすることは政策金融に反しない。
- 財政融資資金と機構資金の役割分担を考える必要があるのではないか。財政融資資金は国の政策による補助金と似た仕組みであり、機構資金は共助という意味で交付税に似た仕組み。貸付対象も財政融資資金は一般単独事業は原則対象としていないが、地域活性化事業のように地域の実情に応じた自主的な単独事業こそ分権の精神に適い、自助や共助で実施すべき事業であり、機構資金が補完すべき対象ではないか。資金ニーズを具体的に例示し、対象を考える必要がある。一方、庁舎のようなもので貸す必要はなく、そういう財政規律も必要。
- 政府資金の貸付対象は中央政府の政策に見合うことしか対象としていない。その結果、地方独自の単独事業に手が回らないという場合は、中央の責任がある部分は国がやるとした上で、地方の自主事業は地方の共助・自助でとしてもいいかもしれない。
- 北欧諸国では共助は自助に含まれる概念で整理されている。
- モラルハザードの議論については、機構がいい加減なことをやれば、機構債の調達金利に跳ね返るのでチェックが働いているとの説明が可能。
- 機構の出資については、県と大都市の出資が多く、実際に借入需要が多いところは出資額は小さい。仮に機構の債務不履行等により財政負担が生じる場合、どのように地方団体で分配するか大変な議論になる。
- 景気変動により一時的に必要となる資金需要は、国で手当できない場合、第三の調達方法も必要となる。一方、長期的スパンでのインフラ整備等

の資金需要は、国の計画との関係を留意し、政府資金で不足する場合に必要となるのでないか。

- 既に地方は協議制度のもと地方債の発行権限をもっているため、今回の件は分権改革や権限移譲の問題ではない。むしろそれは、地方債発行権限がありながら共同発行が困難であるという分権の失敗を、中央が円滑な共同発行を可能になるようコーディネートする動きとしてとらえるべきではないか。
- 共同調達機関の意義をロットの拡大によるベネフィットと考えるのか、相互与信により財政力のある所が与信を補完すると捉えるのかによるが、後者の場合、融資額が増加した際の追加資本金のシェアの議論につながり、その際は大変な議論となる。
- 地方に評価される仕組みが重要であり、これを作れるかどうかのポイント。その場合、どういう条件で借りられるかが重要となり、機構の調達コストがどうなるかが議論となる。この場合、強固な財務基盤が必要となるが、今回の生活対策の交付金のため機構の金利変動準備金が埋蔵金のように捉えられ、3千億円取り崩しとなったことは、逆の方向の動きであり、懸念している。一般会計貸付を行うことにより資金調達額が増える場合、準備金も強化することがマーケットの評価の観点から必要となるが、取り崩すのは逆のベクトル。財務基盤の安定・強化をしっかりと報告書で言うべき。
- 財務基盤の強化のため、準備金の増額をする場合、地方側に新たな負担を求めるのか。それとも、最終的に国庫に帰属されるとされている管理勘定の1.2兆円の準備金を一般勘定分としてカウントするということにするのか。
- 2年前の機構創設時は地方側の要望を受けての話であったが、今回の件はそうではない。特に地方の出資は現在の166億円で一杯一杯。新たな追加コストをどう把握しているのか。共助、分権の理念だけでは難しい。コストを伴うなら地方からはちょっと待ってくれともなりかねない。制度だけ発足し、後年度様子を見て、地方債計画で徐々に貸付額を拡大していくのか。
- 借り手である地方公共団体の理解を得ることが必要。有利な条件で一般会計貸付をできることの強調が必要。新たな出資が必要なのか明確にして欲しい。
- 現在の金融危機で一番困っているのはむしろ公募団体と思われるので、「特に小規模団体」のみを貸付対象と考えるのは如何か。
- 他国の共同調達機関等の類似例を見ても、地方の信用力を背景に低利調

達し、少ない出資で大きなメリットが得られる仕組みが多く、普通の金融機関より低利調達が可能となっている。

- これまでの100年間の金融危機を振り返ると、小規模団体がそういう危機に高金利の資金調達を強いられてきたことも事実。
- 今回の話は決して突然降ってわいた話ではない。戦前から一貫してこの要望が地方からあり、地財審意見等でも何度も取り上げてきている。
- 今回は現行の準備金の中で貸付できる仕組みを考えればよく、出資の拡大は考えていないとのことなので、一般会計に拡大する制度設計に当たり、追加コストの議論はする必要がない。
- 貸付対象は単独事業等に限定するとかえっていろいろな問題を惹起するので、ばくっと一般会計への貸付が可能としておいた方が良い。
- モラルハザードの議論は機構創設時に既に健全化法の取組み等で説明し、議論した上で解消済みの論点。
- 「分権の失敗のコーディネート」という表現はいかがなものか。分権を進める立場でのコーディネートである。
- 事務負担の軽減のための共同調達とすると、全て共同調達すべきとなるので、説明に留意すべき。
- 今後のビジョンを描いた上で、当面ここまでを実施という内容で報告書は書けばいいのでないか。各恐慌では常に古い制度から新制度に切り替えられている。当面の対応を書きつつ、延長線上の位置付けが分かるようにまとめるべき。